労働などということはなく、時間は気にしていなかったと古老は語っている。

賃金については、明和三年当時の町大工の賃金は棟梁で弐匁七分、上大工弐匁六分、中大工弐匁四分、下大工弐匁壱分に格付けされていたが、その後はっきりした資料がなく推定になるが安政五年（一八五六）当時は十匁内外とみられ、文久四年（一八六四）には上大工で四匁五分の値上げを申請しているから十五匁内外となり、明治元年に十七匁になっている。在大工の賃金は享和二年（一八〇二）の笹部村の庄屋奥野伊右衛門家の普請諸入用帳によると当時の大工で一日壱匁六分から七分であって他の時期の資料を欠くので比較できない。

前記には何れも飯料ないし食事が供されるからもう少し実収があったものと推定できる。

〔大工仲間の推移〕

商業資本の攻勢によって、大工仲間の固い結束に段々風当りが強くなってくることは当然で、需要側からすれば建築を急ぐ場合に正規の大工の手空きばかりを待っていられない。株により特権化した大工の数も少いのだから自然頼んでも着手までに日数がかかる。そこで他所大工や素人大工（無株）、桶屋、指物大工が呼ばれて建築を請負うようになる。或はまた正規大工も手伝大工は仲間内で助け合うことになっているが、互いに多忙のときは、前記の素人大工その他を使用するようになる。弘化三年（一八四六）には、

仕事手支之節中間内ニ而頼合繰合いたし相弁可申事

若内ニ而桶屋素人様之者相頼背規定候者者年行司より弐貫文科料急度取立可申候事

として規定を設けて規制したが効果は上らなかった。

このようにして商業資本のために大工仲間の結束にヒビが入り始め、賃労働者が増えはじめ、大工自体も特権職人の地位から引きずり落されるようになってきた。

明治に入り上からの株は廃止になり特権職人としての仲間は解散させられたが、仲間の結束は新たな形で進展していった。家柄や経済力のすぐれている者は棟梁となり、そうでない者は雇われ大工として働くようになる。また徒弟の年季は昔と替らず十二才から二十才になるまで親方のもとに起居し修業することは同じで、親方に認められれば仲間の取締にお願いして大工株を金五円で買い仲間に入れてもらう。明治二十三年から弟子をおく場合も弟子株一人二円で株券を買い仲間に入れてもらった。弟子から一人前の大工になるには不足分だけ足して昇格した。

このように新しい形の仲間も江戸時代と多少違う程度でやはりギルド的な内容を多分に残し、徒弟が組合を結成して親方に抗するということはなく、ひたすら一人前になるまで苦労をした。仕事も大工仲間一本で請負い、仲間の大工に廻すようにしていた。こういった形の仲間が戦争中まで続いたのである。

他にも種々あって詳述しなければならないが今回はこれで打切り、後日の建築組合誌を参照していただくことにする。

由良川の大洪水に伴なう
桑飼下集落の移転とその後の変貌

竹原和市郎
杉本嘉美

〈まえがき〉

由良川に於ける大洪水の記録は実に古く、既に大同元年（八〇六年）八月晦日の大洪水には加佐郡被害甚だ死者多し、租調を免ずの記録が見出され、由良川流域の住民にとっては洪水は云はゞ宿命的な要素として、今日まで引継れて来たの感が無いでもない。殊に特殊の地域現象として我々の目を捉えるものは幾つかに分類出来る山脚集落、段丘集落、崖錐集落や谷奥集落等の構成であって、耕地の水害の激甚さもさること乍ら、過去に於ては屢々集落の移転も極めて小規模ではあったにしても行なわれて来たものと類推が出来る。その体験的な構成こそは、由良川住民の苦難の歴史を物語っているのではあるまいか。

筆者等は卑近な例として明治四十年の大洪水と舞鶴市桑飼下集落の移転の模様を回顧して記録し、失われつゝある遺跡と伝承を後世に残したいと希うものである。

〈桑飼下の河畔集落と大洪水〉

今仮に明治四十年以前に桑飼下の集落を離れた人が、こゝに突然帰郷するとしたら、先ず人家、そして土地の一変に驚き且つ慄き、恐らく今浦島が再現するに相違ない。それ程に此の桑飼下集落は過去六十数年間に洪水対策として大きな変貌がなされたのである。

筆者の一人竹原は明治四十年大洪水時に於ける元の桑飼下集落の居住者で現在山脚の集落に移転している。当時の集落を回想するに、戸数は六十七戸、長さは約四〇〇米もあって街道は街並の中央を道幅約一間半（二米七〇）を以って貫いていた。そしてこの街道は往昔よりの大阪への順路であり、藩政時代の参覲交代の道であり、村人等の上下往還の幹線の役を果していたのであった。当時の居住者の職業を拾って見るに、

【商業家屋の業態】

職種の内訳	戸数	職種の内訳	戸数
傘修理	1	菓子製造	1
傘提灯製造	1	日用品商	1
屋根葺師	2	下駄屋	1
庭園業	1	桶屋	1
鍛冶業	2	豆腐屋	2
按摩業	1	牛馬商	2
髪結業	1	靴屋	1
米屋	1	木挽	1
飲食店	2	漁師	1
宿屋	1	高瀬舟運搬業	2
酒造業	1	計	27

二十七戸の約半数に近いものは、可成り兼業的な色彩はあったにしても商業を営んでおり、明治四十年頃の商業の細分化の極めて尠い時代に典型的な宿場街を形成していたことは一驚に価する。その理由となる主なるものは、この集落には水上輸送の大蒸気、小蒸気、高瀬舟の船着場があり、古くより高瀬舟運搬業の職業も見られること、牛馬商二の職業にも見られる季節的な牛市があった事等が挙げられる。そして牛の「川筋桑飼市」には遠く若狭・丹波・但馬方面からの牛馬商が絶えず出入して活況を呈したとは今なお語り伝えられている。対岸集落の交通について述べると、以前は集落の端に昔より渡し守を職業とする

人によって行われていたが、次第に発達するにつれて「村渡し」は集落の中心に置き変えられる様になり、その河畔に渡し番小屋二戸を構えて輪番にこれに当ったと云う。当時の渡し銭は他部落のものは一回五厘宛であり、商人などの年間利用者は庄米二升（一升は十二銭）の規定があって、凡そ五十回分に相当する先渡銭が徴収されていた。

偖天災とは今迄予想もしなかった形となって訪れる。

明治四十年八月二十四日此の日は夕方から実にすざましい大雨が続き、翌二十五日の未明には小止みとなったが、この頃からの由良川は遂次増水して、正午頃には早くも街道迄水が浸し、午后には少し減水と云う小康状態迄見えたが、再び大豪雨は間断なく襲い、急激な河川の増水は二十六日正午、十一米五十二糎（三十八尺）にも及んだと云う。当時の舞鶴海洋気象台の記録は降雨量実に五五四・八粍であり、現今迄の由良川洪水史の最高のものである。竹原は当時の避難状況を二十五日既に家屋の危険を感じ、未明の雨の小止みを利用して先ず畜牛より次々と山根地帯へ移して、日中は状況を伺っていたが、同夜になると各戸共床上へ浸水し始めたので家族はそれぞれ二階に避難し始めた。（当時は草屋なので合掌状の破風のある物置）然し乍ら翌二十六日の未明には刻々と高まる濁流に既に二階も危険を感ずる状態なので、先ず子供、老人を先にして渦巻く濁流に高瀬舟を操って三倉谷や原谷へ避難を始めたが、既に上流からは納屋、家屋等が流れて来る始末で非常に困難を極めたと云う。それでも壮者は夫々家に残り家を守る中、同日正午の十一米五十二糎をピークとして午后から徐々に減水を始め、ヤット緊張感を解くに到ったと云う。家屋の被害状況は、集落六十七戸の内三分の一が流失、三分の一が減水と共に倒壊、残り三分の一が辛うじて免れた状態で、その惨状は言語に絶するひどいものであった。先に避難した老人、子供や女子等の家族も、その一夜だけは他家で明かしたが、これが最後に住むに家無く野宿同然の生活が始まったのである。

耕地の被害状況を見るに、水田の中古くより上池及下池と称する沼池があるが、この池を結ぶ凡そ三〇〇米の間は耕土が全部流失して溜池同様の水溜りとなる始末であった。この年の稲作は一部の原谷口のみを残して収穫皆無の有様であった。畑地は桑園（当時立木）の間作として大豆、粟、陸稲、棉、里芋等が作付されていたが全滅し、唯僅かに里芋を若干収穫したにとゞまった。

救助活動については高瀬舟運搬業の江口氏の活躍が目ざましく、村民から感謝されていたと云う。災害直後の救助活動について述べると、先ず災害直後に当時の京都府知事、大森鐘一氏の視察があり、つゞいて東園基愛侍従の御差遣があって、福知山から下流の被害状況を御視察され、岡田由里より桑飼下へ舟で渡られ、倒壊した屋根伝いの慰問であった。

また各地からの救援物資は食糧、衣料等多数の救助を受け、水害の翌年には島根県の某篤志家による救護船二艘の寄贈等があり、これは今尚部落に保管されている。

＜集落の移転＞

当時宇谷千本ケ鼻よりこの集落を経て岡田下境の松畷に到る道路二間幅の拡幅計画があり、既に測量も終っていたが、水害のために計画も中止されることゝなり、明治四十三年には府より由良川改修工事が施行せられるに及んで、水害危険地帯の人家の強制立退が行われることゝなった。これは桑飼下集落では流失、倒壊を免れた二十余戸も同様であって桑飼下集落挙げての移転の大事業が行われることになったのである。これについての移転

は住民自身の強い要望にもとずくものでは無く、時の京都府知事の案に従い実施されたもので、由良川改修史にも残り得る大英断でもある。今こゝに水害による移転者を列記すると次の表の如くである。

また河畔集落から部落内の山際や谷奥へ移転した詳細なる家屋移転図は次頁に掲げる様なものである。

明治４０年水害による人家の移転

No.	当時の氏名	現在名	移転先	No.	当時の氏名	現在名	移転先
1	志賀伊之助		移転後絶家	35	江口岩吉		移転後豊岡へ
2	芦田初蔵		昭46西舞鶴	36	江口為蔵	徳松	
3	芦田市右衛門	一郎		37	江口ミヨ	健太郎	
4	芦田仲蔵		移転後西舞鶴	38	江口亀蔵	清一	
5	飯田新五郎		昭10頃名古屋	39	江口福蔵		昭38加悦町へ
6	志賀市蔵	弥太郎		40	江口惣四郎	新井実	
7	山口大吉	昭一		41	江口伊平	貞次	
8	飯田熊太郎		移転後名古屋	42	竹原久平	幹雄	
9	鍛冶周治		移転後中舞鶴	43	志賀寅蔵		移転後綾部市
10	芦田清蔵	清一		44	志賀丈平	由男	
11	布川喜蔵		移転後昭35西舞鶴へ	45	山口歌蔵	正治	
12	鍛冶音蔵		昭30頃西舞鶴	46	山口仲右衛門		山口歌蔵と水害後世帯合併
13	竹原幸吉	亀之助		47	千原増蔵		移転後絶家
14	志賀平吉	芳治		48	布川房蔵		移転後舞鶴町
15	竹原数平	琴子		49	山口九平	敏美	
16	竹原音蔵	吉男		50	山口濱蔵	吉助	
17	竹原金治郎	佐一		51	竹原良右ヱ門	実	
18	淡路長蔵	源一		52	竹原甚平	彰	
19	山口関三郎		移転後絶家	53	山口健治郎	宏和	
20	飯田三平	俊弥		54	山口藤右衛門	藤一	
21	飯田好太郎		水害直後舞鶴町へ	55	志賀常蔵		大正11京都市
22	飯田儀太郎	勝也		56	飯田亀蔵	伊三郎	
23	桑垣柳平	正治		57	志賀萬治郎	晴夫	
24	飯田庄太郎	淡路勇		58	芦田嘉平		移転後志高へ
25	村上徳兵衛		昭26年西舞鶴	59	千原忠兵衛	忠行	
26	竹原市太郎		移転後大阪へ	60	山口松蔵	淡路喜一	昭43年西舞鶴へ
27	竹原久吾		水害直後舞鶴町へ	61	竹原要治郎	治郎	
28	桑垣太郎左衛門	太一		62	飯田百蔵	弥重郎	
29	飯田四郎右衛門		移転後絶家	63	竹原信平	正夫	
30	志賀弁次郎	良太郎		64	山口福蔵	耕一	
31	芦田慶蔵		移転後絶家	65	志賀多蔵	新蔵	
32	淡路清蔵	清		66	芦田直平	幸恵	
33	淡路与市郎	長作		67	芦田菊蔵		昭28水害後中舞鶴へ
34	江口治郎蔵	中辻軍平					

明治４０年の由良川大洪水で桑飼下集落が受けた被害は、その土地の長老によれば流失２０戸、浸水による倒壊２１戸、被害を受けたがかろうじて残った家が１９戸である。他の７戸については詳でない。由良川自然堤防上６７戸の人家は、この水害を契機に京都府知事の指示で一戸残らず他に移転したものである。まず５９戸が部落内の山際や谷奥に移転した。４戸は水害直後村から立去つている。（その行先は３戸が舞鶴町、１戸が豊岡町である）一旦村内に移転した５９戸のうちにもその後間もなく村外へ去つたものが１１戸ある。（舞鶴綾部、大阪へ各１戸宛、名古屋へ２戸である）さらに第二次大戦までに舞鶴へ３戸が移転している。終戦後立去つたものもある。かくして６７戸のうち在村しているものは４２戸である。

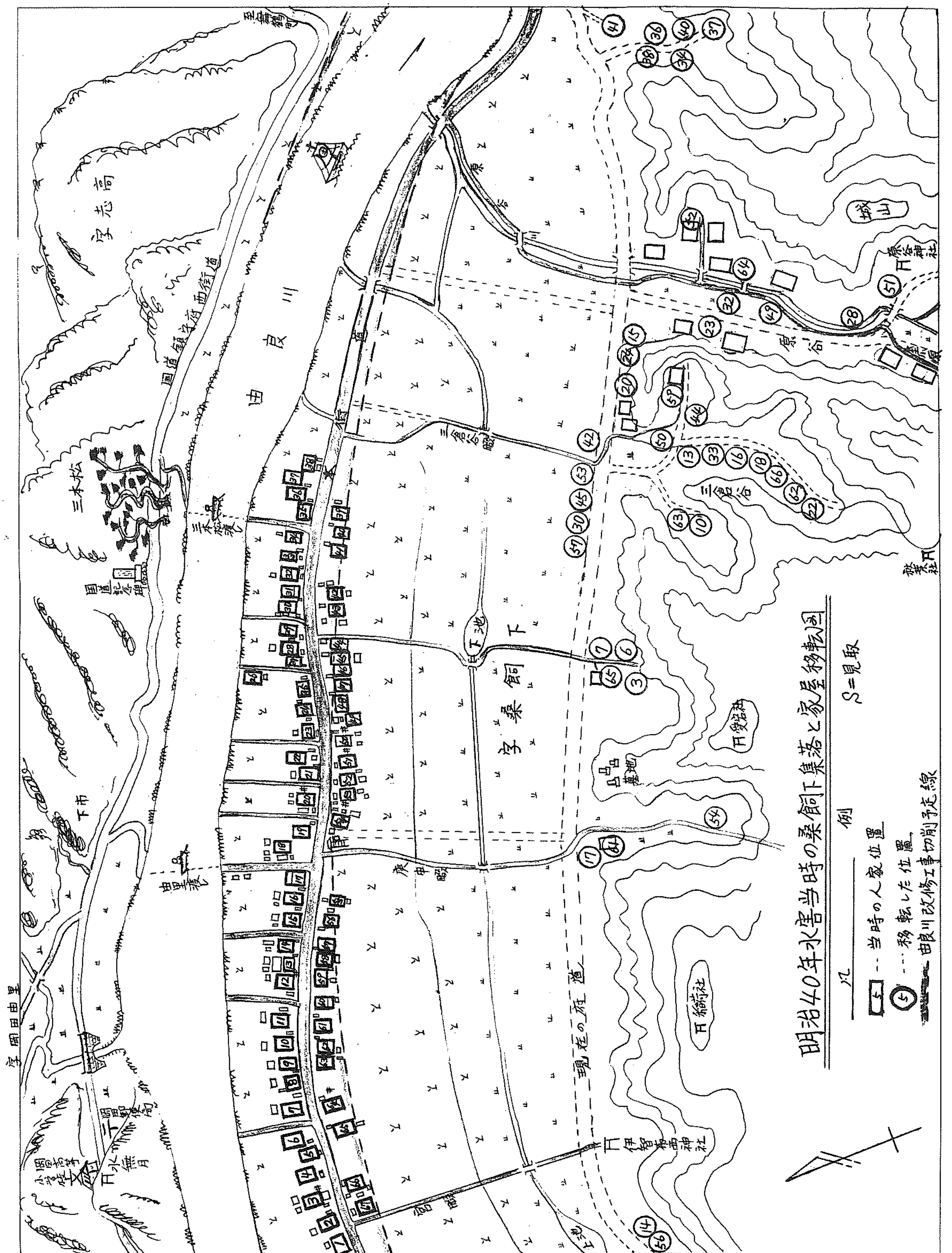

なお移転補償費について触れると、未だ社会補償の低い時代のため、一戸当りの補償は僅か二〇〇円ー四〇〇円の範囲にあったと云い、受償の範囲も倒壊を免れた家屋のみ限られた。それでは流失、倒壊家屋についてはどうだったのだろうか。被災当時府及び郡から併せて二〇〇円位の見舞金の下付があり、この僅かな金で移転している様である。当時の労働賃金について一例を挙げると、一日当り一般労務者二五銭、大工五〇銭、大工弟子三五銭である。その外河畔周域の立木は一米以上は伐採の対照となり、桑の立木、柿、竹籔など一本五銭の補償費が支払われている。

竹原の回想によれば、この水害を境として生活の様態は一変し、災害復旧と家財挽回のために一日の休みも無く動きに動く毎日であった。

＜集落跡の掘削＞

現在の集落跡には今なお桑園をはさんで約一間半の旧道が現存していることは先述の通りであるが、なおも細さに点検していくと、その道の両側の、自然堤防が緩傾斜をなし始めた部分には、実にハッキリと見事な石垣の配列が幾つか目につく、また街道のヘリには石垣に使用された大石がうず高く積まれたり、未だ使用にも耐えそうな古井戸も残っている。そしてこの集落が従来より自然発生的であったにもせよ、その配列は整いすぎており、内容的にも商業的要素の街並を思わせる。古老の話によると、道に面して見事な便所の並びもあって、「桑飼の雪隠街」と云ったとか。これは土地の風習であったかは定かでない。

偖この遺跡にも再び大洪水が訪れている。それは昭和二十八年の大洪水である。この洪水は明治四十年に匹敵するものと云われ、それ以後由良川住民の強い要望によって、由良川の治水対策は色んな形で進められている。昭和三十七年の大江町高津江の狭隘部の川の拡幅もその初例である。今この桑飼下集落跡は昭和四十七年度の建設省第二期掘削工事として排土（六〇、〇〇〇立方米）され、大部分は河川として永久に地籍から消滅する運命にある。それでも排土の一部は明治四十年に大被害を受けた水田の嵩上げに利用される筈である。

当時の模様、現今の姿誰かゞ筆にしなかったら、恐らく漠然とした伝承として語り継がれて行くに相違ないと思われるのである。

＜あとがき＞

由良川の洪水の悲惨は体験者でなければ語れない。この一文は体験者竹原のものを中心に纏めたものであるが、見取図の作成には舞鶴市加佐分室勤務の芦田清一氏（桑飼下出身）に克明に書いていたゞいた。また水害家屋の移転者名の表は横浜市立大学紀要の一三四号に所載のものであるが、筆者等によって資料が提供されたものであり、諒解を得ず借掲した。併記して感謝のしるしとしたい。この様な由良川の洪水の悲劇は再び無い様祈るものである。

終り

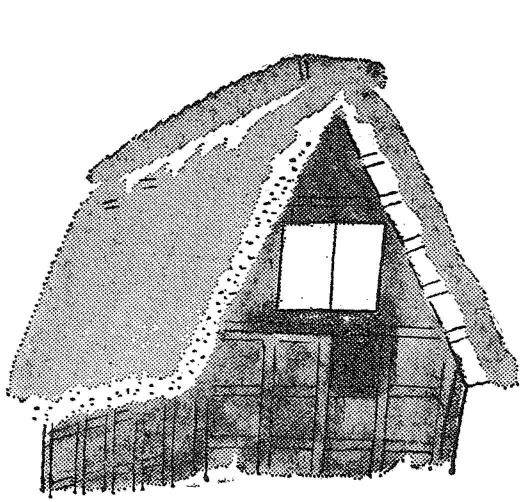

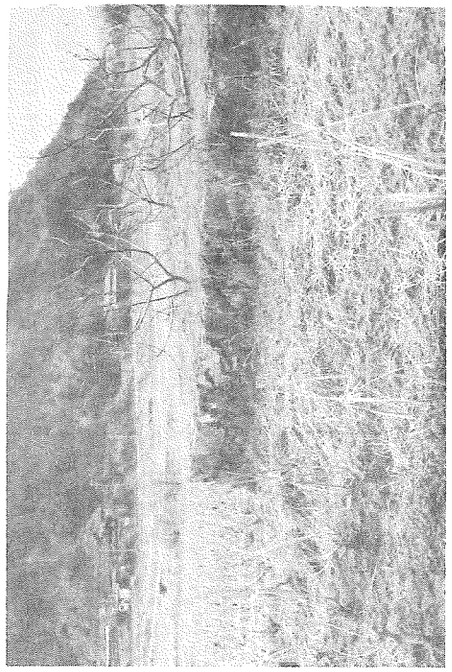

畑地に変る屋敷跡

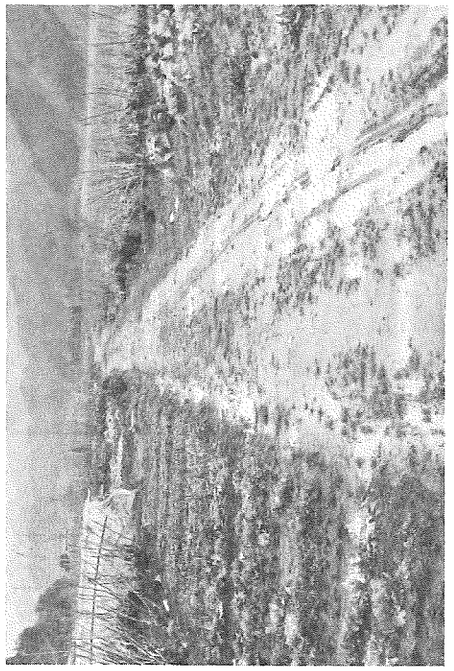

集落跡の景観

残る古井戸

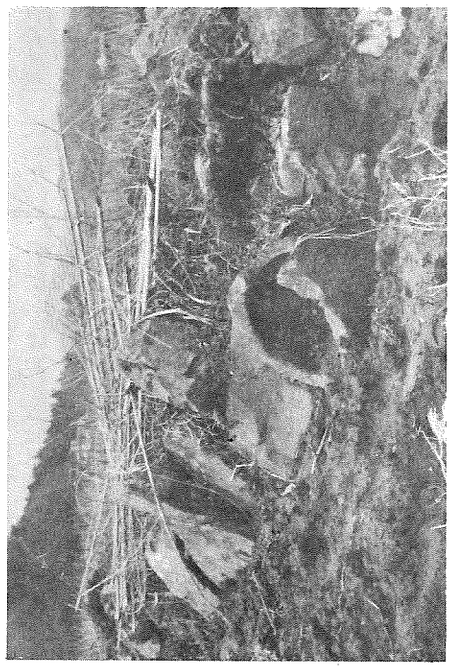

土蔵跡の石垣の残存

舞鶴市大浦地区に残る南朝遺跡

池田儀一郎

舞鶴市の大浦地区が南朝と何らかのつながりがあるらしいと言う事はこの地方の古老たちによって長く言いつがれて来た。その口碑を箇条書にしてみると、ざっとつぎのようなものになる。

1 舞鶴市の北部には吉野・鎌倉（これは福井県になるが）等の地名があって南北朝時代に何か関係がありそうだ。

2 吉野奥宿と言う屋敷があって、南朝系の一皇族がひそんでいたのじゃないか。

3 この地にいた南朝に好意をよせる住民が水ケ浦の薬草※（ヨロイドーシ）を隠岐の島にいたもう後醍醐帝に献上した。

※「ヨロイドーシ」はメギの異名。メギはメギ科の落葉灌木で、高さ約一・五米、枝に稜条がある。葉は倒卵形で、その下に一本の針を有しており、花は黄色。木部を健胃剤とし、又煎汁にして眼の炎症を洗うのにつかう。本州四国等に産する。別名としてコトリトマラズ・ヨロイドーシ等と呼ばれている。

大体以上のような事が語り伝えられていたが、これだけでは確然たる証拠とは言えず、近頃はやりの言葉で言えば歴史上の一虚像であった。ところが昭和四十年五月三十日に舞鶴市文化財として指定せられた二十三件の物件の中に登尾（のぼりお）八幡神社の御正体鏡（みしょうたいきょう）が登場してきて、特にその表面に陰刻せられている正平銘（南朝年号）が我等の目を引いた。この鏡の発見は市文化財保護委員井上金次郎氏の探索によるもので、今その概要を昭和四十二年六月十日「舞鶴市勢だより」の説明文から要点を抄出してみる。

御正体鏡　登尾八幡神社

直径二七・六cm　厚さ約五mmの鋳銅製、直縁直圏式の普通の鏡であるが、たがね彫り文字以外に文様はなく、簡潔なものです。

表面は〃南無妙法蓮華経　敬白〃を中心に右に〃丹後国賀佐郡　〃　〃日吉大明神〃〃南無天照大神宮〃左に〃南無八幡大菩薩　〃　〃黒馬大明神　〃　〃正平七年三月十八日〃と刻み、裏面に〃天文八年八月十八日〃を中心に右に〃中興造宮願主〃左に〃登尾兵衛藤原朝臣〃と刻銘しています。

御正体鏡の多くは普通の画線の線描が多いものですが、この鏡のように銘文が法華曼荼羅相となったものは少く、たがね彫りが稚拙で簡略化されているあたりにも豊かな地方色が感じられます。（以下略）

これで一寸前に言った虚像の一端が実像になりかけたように感じていた折しも更に耳寄りな報告をいたゞいた。と言うのは前記御正体鏡に刻されている登尾兵衛の子孫であると言う人が現れた事である。その子孫と言う人は河内長野市に住んでいる登尾長晴氏。

同氏の話によると、登尾氏の先祖は錦織（にしごり）義高で、その子孫にあたる俊政・俊高・政康等は生粋の南朝方の闘将であったと言うのである。今これらを少し整理してその略歴を書いてみる。

……◇